

資料

日仏人格権シンポジウム「人格権および人の法の新たな展開」

将来世代は法的な「人」たりうるか？

ジャン＝バティスト・スーブ

坂 卷 晴 菜／訳

一 表現の喚起力 「将来世代」という表現がもつ強い

喚起力を指摘することが、検討の出発点となろう。この表現は、現世代の人々は、明日の人々のものである将来を危険に晒してはならないという考えを示すことで、人々に警鐘を鳴らすからである。そして、誰もが、自分の子や孫が自身のせいで損なわれた世界を生きることを想像する。

将来世代への言及は、新しいものではない。一七九三年、コンドルセは、「いかなる世代も、その法律に将来世代を従わせることはできない」と述べた。¹⁾ 次いで、一八三二年には、経済学者のジャン＝バティスト・セイが、公債の蓄積が将来世代に負担を強いていることを非難した。²⁾

この時代以来、事態は著しく変化した。人間の活動は、

我々の世界の有限性を自覚させ、今日された決定が明日の人々に決定的な影響を及ぼし得ることを明確に示してきた。

このように、「将来世代」という表現は、現代社会に対する危惧とその有責性を表す。ここで危惧というのは、急速かつ不可避的な環境の悪化、公債の無制限の増加、不可逆的な遺伝子操作等に対するものである。不確かで怖れを含んだこのような状況においては、将来世代が一つの指標となる。つまり、将来世代によって、保護すべき景観が示されるのである。

二 哲学と法における将来世代 この保護すべき景観は、法学者によって捉えられるより前に、まずもって、哲学者によって把握されていた。

哲学者についていえば、世代間正義の原理を立て、現世代は将来世代に対して義務を負うという考えを展開したのは、ジョン・ロールズとハンス・ヨナスである。

法学者についていえば、将来世代は、まず国際的な宣言において、次いでいくつかの国の憲法において、徐々に現れてきた。

——「将来世代」に言及する国際文書は、枚挙にいとまがない。国際連合憲章の前文は、一九四五年に、「われら連合国の人民は、戦争の惨害から将来の世代を救うことを決意する」と宣言した。ストックホルム国際会議は、一九七二年に、「現在および将来の世代のために、環境を保護し、改善する厳格な義務」を各国政府に課した。最近では、COP21で採択されたパリ協定によって、世世代間の真の衡平が求められている。⁽⁵⁾これらの例は、将来世代がもついささか魔法のような性質を示している。思いやりを促すことで、自由貿易と環境保全を両立させることができるというのである。ミレイユ・デルマス＝マルティは、そこに「魔法の定式」を見出した。⁽⁶⁾しかし、

これに対して、「ご都合主義的」概念であると批判する者もいた。⁽⁷⁾

——「将来世代」という表現は、各国の法制度にも浸透しており、多くの憲法に登場する。たとえば、ドイツ憲法は、「国は、将来世代に対して責任を負い、立法権の行使を通じて、その自然的生活基盤を保護する」と定めている。⁽⁸⁾日本国憲法もまた、「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」ことを明示している。⁽⁹⁾ノルウェー憲法⁽¹⁰⁾、イタリア憲法⁽¹¹⁾、ブラジル憲法⁽¹²⁾、アルゼンチン憲法⁽¹³⁾等も、同様である。フランス憲法は、将来世代に触れていないが、憲法院は、近時の三つの判決においてこれに言及した。⁽¹⁴⁾

三 将来世代は法主体か 以上のいずれの規定においても、将来世代は、現世代に課される義務の受益者とされている。⁽¹⁵⁾したがって、次のような疑問が当然に生じる。将来世代には権利があるのだとすれば、それは法主体となり得るのか。

一見したところ、それは良識に反する。現世代を法主体

にしようと考える者はいない。将来世代となれば、なおさらである。あまりにも散漫で、捉えにくく、いまだに生まれていない将来世代は、それを同定し、適切に表現することにはなお馴染まない。それゆえに、権利も有せず義務も負わない将来世代には、いかなる法人格も認めることができないであろう。

しかし、この表現がもつ喚起力は、闘争的な司法積極主義とも相まって、このような見方に疑問を呈している。というのは、将来世代のために申し立てられた請求の受理可能性を認めた判決があるからである。このように、将来世代に法人格を与えることを促してきたのは、責任法と損害賠償である。

したがって、珍しくないことであるが、いまは不確かな時代である。古典主義者は、将来世代を法主体とみなすことに反対する。これに対して、革新主義者は、法は、不変の構築物ではなく、モデルの再製を求める進化の過程だと考える。したがって、彼らは、環境制約の重要性を強調するために、たとえ象徴的な観点からであろうと、将来世代に法人格を与えることを意図する⁽¹⁶⁾。

こうした時間の力学を踏まえて、簡潔ながら私見を述べることとしたい。今日では、将来世代は人ではない（第一

章）。しかし、明日には、将来世代は人となるかもしれない（第二章）。

第一章 今日 日

今日、将来世代は人ではない。将来世代は、一方で、同定することに馴染まず、他方で、法人格を有するための基準を満たしていないからである。いいかえれば、将来世代は、同一性をもたず（第一節）、人格をもたない（第二節）。

第一節 同一性をもたない将来世代

将来世代の同一性に目を向けてみると、それが何であるかについて、いかなるコンセンサスもないことに直ちに気づかされる。将来世代は、政治的批判（一）と語義に関する不確かさ（二）とに晒されているからである。

一 政治の領域では、二つの批判が将来世代に向けられることが多い。

——まず、将来世代は、あまりに人類学的な表現だと考える者がいる。この表現は、人類、つまり、現在および将来の人々に関心を向けるのみで、自然や生態系を事実上排除しているというのが、その理由である。そのため、

この表現は、人間が自然の支配者であり所有者であるという神話に追従するものだと いわれる。

次に、将来世代を援用することは、富裕国にあまりに好都合であると考えられることがある。つまり、そうすることで、富裕国は、自らがその状況に対する主要な責任主体であるにもかかわらず、より貧しい国家に新たな制約を課すことができるというのである。したがって、それは、悲惨な生活環境に決定的に拘束されるであろう現世代よりも、将来世代に注意を向けるものだと いわれる。⁽¹⁷⁾

二 以上のような政治的批判が加えられているうえに、「将来世代」という表現が厳密には何を意味するかを定めるにあたっては、実際、語義に著しく不確かな点がある。

——ジョン・ロールズやカルボニエのように、将来世代は、二つあるいは三つ先の世代のみを対象とすると主張する者がある。それより先は、朦朧として不確かだからである。

——これに対して、将来世代は、将来全体を対象とすると説く者もいる。引き起こされる損害は往々にして不可逆的であるため、将来のすべての人々が直接に関係するというのである。

——そして、このように説く者は、我々自身も既に将来世代であり、悪夢のなかを生き始めていると考える。⁽¹⁸⁾

これらすべての不確定要素が、その概念を同定すること を妨げる。結局のところ、強い喚起力をもつ「将来世代」という表現は、人々の注意を引くのに役立つ一種のスローガンにすぎないのかもしれない。しかし、将来世代の同一性を明確にしようとすればすぐに、それは砂上の楼閣ではないことがわかる。将来世代は、未確認法物体 (OJN I) なのである。

将来世代が何であるかを同定できたとしても、将来世代が法人格を有するための基準を満たしていないと考えるべき理由があるようにも思われる。同一性をもたない将来世代は、人格もまたもない。

第二節 人格をもたない将来世代

人格という概念そのものに目を向けてみると、法体系 (一) と人概念 (二) に関する理由から、将来世代は人格を主張することができないであろう。

一 法体系は、即時的なものである。即時的だというのは、法的なルールが、伝統的には、同一の時代を共に生きる人々の関係を組織するものだと考えられてきたという趣旨

である。それは、現在の人々のみを対象とし、将来のルールを定めることは、将来の人々自身の役割に委ねられる。

たしかに、即時性にはいくつかの例外も存在する。たとえば、*intra conceptus* という格言が示すとおり、胎児は、その利益となるときは既に生まれたものとみなされる。しかし、この擬制には非常に厳格な限界がある。一方で、胎児が出生して生育力があることが必要であり、他方で、相続または贈与を受ける資格にしか関わらないからである。

この将来への開口部を除いて、法には、将来の人々を規律する役割はない。法は、現世代の人々——いま、ここにのみ関わる。

二人概念は、法的には、不明瞭なものである。フィリッポ・シヨヴィレは、それが引き起こした議論に言及した。法人格は、自然人とは当然に区別される。それは、ある存在（個人あるいは団体）が、所有者、債権者、あるいは債務者として、法的な場面に登場することを可能にする法技術にすぎない。つまり、法人格は、知的構成にほかならないのである。

とはいえ、将来世代を人とみることができない。

——第一に、法主体であるということは、権利を有する者であることだけでなく、義務を負う者であることも意味

するからである。将来世代は、債権者であるにすぎず、債務者ではないことはすぐにわかる。いいかえれば、現在の法主体と将来世代との間に相互性はない。

——第二に、人には、その存在を画する始期と終期とが必ずあるからである。自然人は、生まれ、そして死に、法人は、設立され、そして解散する。これに対して、将来世代は絶えず新しくなるため、終わりが無い。将来世代は、捉えることができない抽象概念のようなものであり、始まりと終わりをもち、真の意味での人とみなすことはできない。

将来世代に法人格を与えることができないことは、以上の理由によつて説明することができる。すなわち、それが何であるかが明らかでなく、法人格をもつための基準も満たしていない。それでも、多くの法文が将来世代を認めているのは、将来世代が現世代に対して主張し得る権利を有するからだと考えられることには、魅力がある。将来世代は、今日では人でないとしても、明日には人となり得るかもしれない。

第二章 明日

明日とはいっても、しかし、我々は既に明日に在るのではないか。

フレデリック・ビシユロンの報告では、コロンビアがアトラト川に法人格を認めたことが紹介された。将来世代についても、状況は同じである。というのは、コロンビアの憲法院は、二〇一八年四月五日に、「将来世代は、法主体である」と説示したからである。¹⁹⁾

フィリピンにおいても、市民訴訟に関する法律が導入された。これによって、すべてのフィリピン国民は、未成年者やいまだ生まれていない世代を含めた他人を代理し、訴訟を提起することができる。

これらの例に続き、世界中において、裁判機関は、将来世代の名において提起された責任訴訟を受理可能なものとしている。このように、民事訴訟手続や民事責任法を通じて、将来世代に法人格が与えられる傾向がある。²⁰⁾

そのことを理解するためには、いくつかの象徴的な判決に触れた後に（第一節）、それらの判決によって予兆される変化を検討する必要がある（第二節）。

第一節 象徴的な判決

非常に象徴的な判決が数多くあり、すべてを網羅することは不可能である。これらの判決は、ムスタファ・メキの報告で強調されたように、二つに分けられる。国家に対して提起される訴訟と（一）、企業に対して提起される訴訟である（二）。

一 国家に対して下された判決は、非常に多く存在する。これらは、気候非常事態に対応するための具体的な措置を国家に講じさせることを目的とする。三つだけ例をあげたい。

一九九三年、フィリピンの最高裁判所は、過度に発された森林伐採許可の撤回を求めるために将来世代の名において提起された訴訟を、受理可能であると判断した。同判決は、「将来世代の名において」提起された訴えは、「世代間の責任という概念に基づくものにほかならず、各世代は、次世代に対して、均衡が保たれた健全な生態環境を完全に享受させるために、この調和を保護する責任を負っている」と判示した。²¹⁾

アメリカで最も象徴的な訴訟は、ジュリアナ対合衆国事件である。本件において、原告は、将来世代の名において、アメリカ政府が気候変動に対処するのに十分な措置を講じ

ていないことを批判した。その結果は、何ともいえないものであった。オレゴン州連邦地方裁判所は、その訴えは受理可能であると認めたとが、控訴裁判所は、この請求は政治の領域に属すると考え、判決を覆したからである。⁽²³⁾

ヨーロッパでは、ポルトガルの六人の若者が、欧州人権裁判所に訴訟を提起した。彼らは、三三の国に対して、地球温暖化への対策を十分に行っていないことを非難し、環境の激変は若い世代と将来世代により大きな影響を及ぼすと主張した。欧州人権裁判所は、気候変動の有害な影響に強く晒されており、個別の保護を保障することが絶対的に必要だと証明できない限り、自らが被害者であると主張することはできないと判断して、その請求を認めなかった。⁽²⁴⁾

二 大企業に関して、同様の積極主義を認めることができる。フランスに限っても、二つの重要な事件をあげるることができる。まず、二〇二〇年一月、一四の地方自治体と五つの非政府機関が、トタル社を相手取って、ナンテール司法裁判所に対して申し立てた訴訟である。原告が求めたのは、この多国籍企業に対して、温室効果ガスの排出を大幅に削減するのに必要な措置を講じるよう命ずることであった。次に、二〇二三年一月、他の非政府機関によって、BNPパリバに対して提起された訴訟である。これは、石

油やガスに関する新たなプロジェクトへの融資をやめるよう求めて提起されたものであった。

これらの訴訟の狙いは、「気候危機」を企業の社会的責任(RSE)の領域に組み入れることにある。⁽²⁷⁾ それらは、特に化石燃料から手を引かせるために、企業に投資の方向転換を迫った。ジュディット・ロシュフェルドは、「企業に課される強化された注意義務と、気候保護の恩恵を受ける共同体としての将来世代を法的に具体化する義務」とが交差することで、大きな変化がもたらされるであろうと説く。⁽²⁸⁾ ここで検討しなければならないのは、この変化がどのようなものかである。

第二節 将来への変化

この変化は重要であり、手続法(一)と実体法(二)の双方に影響を与える。

一 手続法においては、訴えの利益(interet a agir)が重要な問題である。訴えの利益は、伝統的には、個人主義的かつ即時的な手続観によって基礎づけられてきた。つまり、下されるべき判決が、明確に特定された実在する被害者自身の満足をもたらすことを示さなければならぬ。このような理解のもとで、いまだ存在しない将来世代が訴えの利

益を有し得ると認めることができるのであろうか。

これまでに触れてきた多くの事件において、原告は、自らの名においてとともに、彼らが代理するという将来世代の名においても訴えを提起していたが、フランスにおいて議論が行われることとなるのは、おそらく、代表団体 (associations représentatives) についてである。

ムスタファ・メキの報告では、訴訟を提起し、環境的利益を保護するに際して、非営利団体が直面する困難が指摘された。ここでは、地球温暖化について将来世代を保護することを目的とする非営利団体は、訴えを提起し、その利益が害されたと主張することができるのか問われなければならない。

これを支持するためにあげることができる論拠は、いくつかある。

——まず、過去世代と比較することができる。ある古い判決において、破毀院は、ナチスの強制収容所で死亡した被収容者の記憶を保存することを目的とする非営利団体は、政治家が戦争犯罪——強制収容はその一つである——を擁護した場合には、訴えの利益を有すると認めた。社団の目的特定性を理由として、非営利団体が直接かつ現在の損害を被ったと認めることは可能であろう。

——しかし、さらに踏み込んで、イタリアやポルトガルに存在するような「拡散的利益」の存在を認めることで、訴えの利益の概念を拡張するよう働きかけることもあり得る。拡散的利益とは、「単一の権利者を欠く利益であって、主体一般に帰することができるもの」をいう⁽³²⁾。したがって、環境は、誰にも帰属せず、すべての人に帰属することを理由として、環境が保護されることについて利益を有するとされる団体の総構成員に訴権が帰属することとなる。

——第三の方法は、将来世代を既に存在するかのよう扱うことで、将来世代を現世代に取り込むというものである⁽³³⁾。この擬制は、将来世代を既に存在するかのよう扱うことでその保護を保障し、その不存在に関する議論を克服することを可能とする⁽³⁴⁾。

以上の三つの論拠が興味深いのは、過去世代や将来世代に法人格を認めることなく、それらを保護することができることを示している点である。法によって保護されるにもかかわらず法人格をもたない他の存在と対比することは、有用である。それはたとえば、家族である。家族は法主体でないが、それに対する侵害はサンクションされ得る。それと同様に、将来世代に法主体としての資格が認められな

くとも、それに対する侵害はサンクションされ得るであろう。

二 実体法においては、直接に問題となるのは、責任法である。

責任法は、伝統的に即時性を基盤とする。つまり、現在のフォートは、同じく現在の人に損害を生じさせなければならぬ。そこで、ムスタファ・メキは、次のような問題を提起する。「将来に向かう時間的要因に対して、伝統的に過去に向かつてきた民事責任法は、何ができるのか」⁽³⁵⁾。

実をいえば、責任法は既に大きな変化を経験しており、それによって時代の要請に常に対応してきたことが知られている。彼方への責任 (responsabilité pour le lointain) を構築するためには、責任は、今日の要請に対応しなければならぬ。フォート概念や命じられ得る措置も興味深いものではあるが、⁽³⁷⁾ 問いの中心は、損害概念である。損害の古典的な三要件である属人性、確実性、直接性は、将来世代に対してどのように採用したらよいのか。

属人性については、訴えの利益に関するのと同様の問題が見出される。既に確認したとおり、将来世代に対する損害を承認することは、将来世代に法人格を認めることを必ずしも前提としない。損害を承認することがすべて、その

対象に人格を認めることにつながるわけではない。したがって、将来世代に対する損害は、将来世代の地位とは無関係に認められ得る。

確実性については、長時間の経過に伴う不確実性を考慮に入れる必要があり、自動的な免除と機械的な責任という二つの極を避けなければならない。損害に関しては、絶対的な確実性は必要ではなく、裁判官は、徴表と蓋然性を確認することで満足する。したがって、一定の訴訟においては、科学者が果たす役割が大きい。科学的知見によって、因果関係の問題を設定することができるようになるからである。こうした理由から、司法の場での争いにもかかわらず、訴訟当事者は、証人、鑑定人、あるいはアミカス・キュリエとして、科学者の呼出しを求める。

最後に、直接性については、因果関係は、多数の潜在的な債務者の間で希釈されることが少なくない。これらの者は、表見的には適法に行動する者であるため、他に責任を負う者がいることを理由として免責されることがある。しかし、オランダの最高裁判所によって下されたウルゲンダ判決 (ムスタファ・メキの報告を参照) のように、責任の希釈は、免責をもたらさないと考えることができる。

オランダの最高裁判所は、ウルゲンダ判決において、オ

ランダの「部分的責任」という考え方を適用した。同裁判所は、オランダが温室効果ガスの唯一の排出者でないことは重要であると考えた。それでも、オランダは、責任を負うとされた。これは、先進国として、気候変動運動の領域において模範でなければならなかったからである。

以上の変化は、気候に対する責任が、責任法をどれだけ発展させたかを示している。「世代を超えた」責任においては、地球上での然るべき生活環境を維持するために、現世代が行わなければならない努力の集積として、将来世代は表れる。⁽³⁸⁾

*

結びに代えて、問題に再び立ち戻ると、いくつかの国は、将来世代が法人格をもつことを正式に認めた。そのような承認は、気候非常事態に対して、すぐれて象徴的な意味合いをもつ。しかし、それがすべてではない。

というのは、いまずぐに行動に移るために、将来世代に法人格を認める必要があるわけではないからである。たしかに、人という概念は、法技術以外の何ものでもない。しかし、それは、人の尊厳を示すものでもある。したがって、それを歪めたり、軽々に与えたりしてはならない。

法人格を与えられることなく保護され得る動物、家族、あるいは自然と同様に、将来世代も、法人格を認められることなく保護され得る。そうすることで、法は、感情的あるいは象徴的な誘惑に落ちることなく、もちろん時代の緊急事態には対応しながら、その整合性と技術性を維持するであろう。

(1) *Projet de déclaration des droits naturels, civils et politiques*, 1793, art. 28, ㉞の条文に「『…』 Didier Blanc, « La sanctuarisation constitutionnelle : la protection malgré elles des générations futures ? », in Jean-Paul Markus (dir.), *Quelle responsabilité juridique envers les générations futures ?*, Paris, Dalloz, 2012, pp. 113-128 を参照。

(2) Jean-Baptiste Say, *Traité d'économie politique ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent et se consomment les richesses*, t. 3, Paris, Rapilly libraire, 5^e édition, 1826, pp. 246-247. 「政府はその債務の負担を国民に転嫁しないことは不可能であり、それに見合った利益を伴わない負担を引き受けることに国民が倦むことを、常に危惧しなければならない。我々現世代が、少なくとも黙示に、我々の子孫の歳入に負担を強いる

- ことに同意したとしても、その負担が自分たちの幸福にも名誉にも何ら資するものではないと気がつけば、彼らは、その負担から免れて然るべきだと考えるのではないだろうか。将来の人々は、現在の人々に対して釈明を求めるところに、「正当な理由がある」と考えるかもしれない」。
- (3) J. Rawls, *Une théorie de la Justice*, Seuil, 1987.
- (4) H. Jonas, *Le principe de responsabilité, une éthique pour la civilisation technologique*, Flammarion, 2013.
- (5) パリ協定は、締約国に対し、「人権、健康についての権利、先住民、地域社会、移民、児童、障害者及び影響を受けやすい状況にある人々の権利並びに開発の権利に関するそれぞれの締約国の義務の履行並びに男女間の平等、女子の自律的な力の育成及び世代間の衡平を尊重し、促進し、及び考慮する」ことを求めている。
- (6) Mireille Delmas-Marty, *Résister, responsabiliser, anticiper ou comment humaniser la mondialisation*, Paris, Seuil, 2013, p. 54.
- (7) Jean Caron, « *Génération futures, sans voix ni droit ?* », *Revue Projet*, vol. 330, n° 5, 2012, pp. 5-13.
- (8) 二〇二二年三月二四日、ドイツ連邦憲法裁判所は、ドイツの気候保護法を超えて、気候に関するパリ協定の目的を遵守することを国家に求める判決を下した。それは、次の理由による。「ある世代が、比較的緩やかな方法でしか

CO₂の排出を削減せずに、CO₂に関する残された予算の大半を使い果たすことは、このような手段が、次の世代に非常に重い負担をもたらし、彼らに大きな自由の喪失を強いることとなるとすれば、容認できない」。

- (9) 日本国憲法一一一条。さらに、九七条は、次のように定める。「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」。

- (10) ノルウェー憲法一〇六条は、次のように定める。「将来の世代にもこの権利を保障するために、天然資源は、長期的かつ包括的な視点に立つて利用されなければならない」。

- (11) イタリア憲法九条は、次のように定める。「共和国は、将来世代のためにも、環境、生物多様性、及び生態系を保護する」。

- (12) ブラジル憲法二二五条は、次のように定める。「すべての人は、生態学的に均衡のとれた環境への権利を有する。このような環境は、人々が共同して利用すべき財であり、健康的な生活を送るのに不可欠なものである。現在及び将来の世代のために環境を保護し保全する義務は、公権力及び共同体に課される」。ブラジルの最高裁判所は、二〇二

二年七月一日に下された判決において、気候を保護するための予算源を確保することを政府に義務づけた。そのために、同裁判所は、この問題は環境と将来世代の保護を目的とするものであるから、これは憲法問題であると考えた。

(13) アルゼンチン憲法は、次のように定める。「将来世代の権利を損なわない限り、すべての住民は、人類の発展に適した健全で均衡のとれた環境への権利、そして、現在の必要性を満たすために生産活動を行うことへの権利を有する」。

(14) 気候変動運動とその影響からの回復力を高めるための法律につき、Cons. const. 13 août 2021, n° 2021-825 DC. - L. Fonbaustier. Chronique de jurisprudence relative à la Charte de l'environnement : année 2021 : Énergie - Env. - Infrastr. 2022, chron. 1. 原告によれば、「将来世代が健全な環境のなかで生きる能力を損なう」危険があるとされる(憲法院は、立法者の野心と法律の不備に対する批判は、あまりに一般的であり、最終的には、法令の正文の特定の条項に向けられたものではないと判断し、不明確さを理由に、一条違反を主張する訴えを退けた)。購買力保護のための緊急措置に関する二〇二二年八月一六日の法律第二〇二二-一五八号につき、Cons. const. 12 août 2022, n° 2022-843 DC : Énergie - Env. - Infrastr. 2022, comm. 68, note C. Lepage : Énergie - Env. - Infrastr. 2023, chron. 2,

n° 5, obs. L. Fonbaustier : JCP G 2023, doctr. 296, n° 3, obs. M. Verpeaux : JCP A 2022, 2310, note F. Savonitto : JCP G 2022, act. 985, Libres propos M. Charité, 同法は、

化石燃料を利用する浮遊式 LNG タンカー装置および一定の発電施設における温室効果ガスの排出を増加させた(憲法院は、フランスのエネルギー供給に対する「深刻な脅威」の存在によってその可能性を条件づけるための解釈留保を付した。憲法院によれば、気候変動運動のこのような弛緩を認めることによって、「将来世代が自分たち自身の需要を満たす能力を損ねて」はならない。しかし、憲法院は、「国家の独立とその経済的潜在力という本質的な要素を含めた」「国家の基本的利益と同様に、環境の保全は追求されなければならない」という考えを打ち出すことについて、この要請に含みをもたせた)。プレスにおける高レベルおよび中レベルの長寿命放射性廃棄物のための深地層貯蔵施設を建設する態様、および、環境憲章前文七項に鑑みて解釈される同憲章一条の考察に基づく環境法典 L. 五四二-一〇-一条の合憲性の分析につき、Cons. const. 27 oct. 2023, n° 2023-1066 QPC : JCP G 2023, doctr. 1428, obs. L. Fonbaustier et J. Rochfeld.

(15) E. Gaillard, Générations futures et droit privé. Vers un droit des générations futures, Paris, LGDJ, 2011 : S. Manacorda et G. Giudicelli-Delage (dir.), Dynamiques

- normatives du principe de précaution et métamorphoses de la responsabilité juridique, rapport Mission de recherche Droit et Justice, 2016 ; J.-C. Saint-Pau et M. Boutonnet-Hautereau (dir.), L'influence du principe de précaution sur le droit de la responsabilité civile et pénale comparé, rapport Mission de recherche Droit et Justice, 2016 ; S. Quinton-Fantoni et J. Saison-Demars (dir.), Le principe de précaution face à l'incertitude scientifique : l'émergence d'une responsabilité spécifique dans le champ sanitaire, rapport Mission de recherche Droit et Justice, 2016 ; L. Chauvel, «La responsabilité des générations», Revue Projet, 2001/1, n° 286, p. 14 ; Droit (s) des générations futures, S. Djemni-Wagner (dir.), Institut des études et de la recherche sur le droit et la justice, 2023.
- (19) J. Rochfeld, La juridicisation des générations futures dans le Code civil, JCP G 2024, 1050. 著者曰く「将来世代の法人格を与えることは不可欠ではなからしめながら、将来世代との概念が重要性を増していることを指摘する」。
- (17) E. Njoh-Mouelle, Quelques réflexions sur le concept de développement durable, http://www.njohmouelle.org/m_activites/articles/art_pol_1_dev_durable.pdf.
- (18) いろいろな様なアプローチについて、Droit(s) des générations futures, dir. S. Djemni-Wagner, Institut des Etudes et de la Recherche sur le Droit et la Justice, préc., pp. 30 et s.
- (51) Lozano Barragan and Others v. Presidency of the Republic of Colombia and Others, décision STC4360-2018 Radicación n° 11001-22-03-000-2018-00319-01.
- (52) M. Hautereau-Boutonnet et E. Truilhé (dir.), Le procès environnemental. Du procès sur l'environnement au procès pour l'environnement, rapport Mission de recherche Droit et Justice [IERD], mai 2019.
- (53) Cour suprême des Philippines, 30 juillet 1993, Oposa v. Factoran, G.R. n° 101083, 63. 19 原告は「環境保護」M. Fatín-Rouge Stefanni, «Constitution et environnement aux Philippines», Annuaire International de Justice Constitutionnelle, PUAM, 2020, XXXV-2019, pp.427-437.
- (54) US district court for the district of Oregon, Juliana v. United States, 10 novembre 2016, n° 6:15-cv-1517-TC
- (55) <https://notreaffaireatous.org/wp-content/uploads/2020/04/Juliana-et-al-v.-United-States.pdf>.
- (56) CEDH, 9 avril 2024, n° 39371/20.
- (57) <https://notreaffaireatous.org/actions/les-territoires-qui-se-defendent-et-si-nous-metions-enfin-les-entreprises-face-a-leurs-responsabilites/>

- (26) <https://www.oxfamfrance.org/climat-et-energie/affaire-bnp>.
- (27) L. d'Ambrosio, « Le contentieux contre les Carbon Majors : esquisse d'un système de responsabilité des entreprises dans le domaine du changement climatique », in M. Torre-Schaub (dir.), *Les dynamiques du contentieux climatique. Usages et mobilisation du droit*, Paris, Mare et Martin, 2021, pp. 215-237.
- (28) J. Rochfeld « Le capitalisme à l'épreuve du droit des générations futures », *Revue Européenne du Droit (RED)*, vol. 4, n° 1, 2022, pp. 158-166.
- (29) Cass. crim., 14 janvier 1971, n° 70-90.558, 「非営利社団の目的は、人間の尊厳と結びついた永久的な道徳的価値を保存することに留意することである。この強制収容所で死亡した人々の記憶を保存するために特別に設立され、この目的のために公益性が認められる非営利社団は、戦争犯罪に対する謝罪によって、直接的かつ個人的な損害を被ったと考えられる。この訴えの受理可能性は、その使命の対象と目的の特定性よって基礎づけられる」。
- (30) G. Alpa, *Interessi diffusi*, Digesto delle discipline civilistiche, Turin, 2014, pp. 349 et s.
- (31) V.O. Domingues, *Intérêt collectif et actions en justice en matière d'environnement*, Textos ambiente e consumo, vol. 3, Centro de estudos judiciais, Lisboa 1996, p. 287.
- (32) M. Cornu, F. Orsi, J. Rochfeld, *Dictionnaire des biens communs* PUF Paris 2017, v « intérêt diffus ». Addé, L. Canali, *Vers de nouvelles conceptions de l'intérêt à agir pour défendre l'environnement*, JCP E 2025, 1005
- (33) J. Lefebvre, « La protection des générations futures : entre intérêt général, responsabilité et Fraternité », *La Revue des Droits de l'Homme*, Libre propos, n° 22, 2022.
- (34) J. Lefebvre, *préc. 将来世代の保護は、「ある種の時間的遍在性」にある。「将来世代を保護するためには、実際にはそうではないにもかかわらず、法的には、それが既に生まれているかのように扱わなければならない」。*
- このような擬制に依拠することの正当性は、「将来世代を保護する」という利益の優先性を基礎づける基本権——生存、健康、身体の完全性への権利——の保護——にその範囲が制限されていくことに見出される。
- (35) M. Mekki, « Responsabilité civile et droit de l'environnement. Vers un droit de la responsabilité environnementale » <https://mustaphamekki.openum.ca/files/sites/37/2017/05/redaction-Responsabilite-civile-et-droit-del%E2%80%99environnement.pdf>
- (36) その活動が合法的なものである以上、企業のアート

を特徴づけることは難しいようにも思われる。人権に関し
ては注意義務を尽くしたことを企業が示さなければならな
いとされる（フランスにおいては、注意義務に関する二〇
一七年三月二十七日。二〇一七―三九九法）ことが、梶子と
なるかもしれない。

(37) J. Lefevre, « La protection des générations futures... »,
art. cité. 「将来世代を保護することの目的は、その安全に
あり、責任は、この保護の基礎として動員される。賠償的
機能が果たされ得るとしても、その目的は、発生原因行為
の実現を阻止すること、つまり将来世代の利益が害されな
いようにすることにある。将来世代の保護は、責任の予防
的機能に基づく。それは、未来という彼方に向けられる責
任である。いずれにしても、被害の時間性は、不可逆的な
したがって回復不可能な損害に、将来世代を晒すからであ
る。端的にいえば、取り返しがつかないのである。このた
め、現在における現世代の行為を規制することは、損害の
賠償よりも、被害の中和を意味する」。それゆえに、その
賠償も、措置の中止、記憶の裁判（謝罪、記念碑等）によ
る満足、補償（森林再生計画への融資、補償基金の設立
等）によって行われることとなる。

(38) M. Torre-Schaub (dir.), *Les Dynamiques du
contentieux climatique. Usages et mobilisations du droit
pour la cause climatique. rapport Mission recherche droit*